

# 集団的自衛権行使容認に反対する 5・3街宣活動

日弁連憲法問題対策本部副本部長・東弁憲法問題対策センター委員 小林 七郎 (36期)

5月中にも安保法制懇の報告が予定され、これを受けて内閣は今国会中にも集団的自衛権行使容認を閣議決定をしようとしている情勢をふまえ、東京弁護士会は憲法記念日の5月3日に有楽町交通会館前で、午前11時から12時までの間、集団的自衛権行使容認に反対する街頭宣伝活動に取り組むことを日弁連、一弁、二弁に呼びかけた。急な提案ではあったが、日弁連、一弁、二弁とも素早く共催を決定し、四会での取り組みが実現した（編集部注：安保法制懇の報告書は5月15日に提出された。なお、街宣活動は5月24日にも行った）。

5月3日当日は、天候にも恵まれ、晴天の下で総勢80人を超える弁護士が集合し、四会の弁護士がそれぞれのたすきや腕章を着けて、日弁連が作った「集団的自衛権。それは、外国のために戦争をすること。」と題するパンフレットを配布した。パンフレットは約2200枚を撒いた。同時に、街宣車は借りることはできなかったが、踏み台を用意し、弁士はその上に上がって市民に訴えかけた。街宣効果は十分得ることができたと思う。

80人を超える数の弁護士が、それぞれ四会のたすきをかけてパンフレットを配布する光景はインパクトが強く、絵になるものであった。今回はマスコミへの働きかけはしなかったが、こうした取り組みが報道されることが望ましいことは言うまでもない。マスコミ対策は今後の課題の1つである。

以下に各弁士の訴えの要旨を紹介する。

## ● 高中正彦・東弁会長

わが国の憲法は太平洋戦争に対する深い反省から「政府の行為により再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意して」確定され、今年で施行67年を迎えました。ところが第二次安倍内閣になってから、突然閣議決定によって集団的自衛権行使を容認するなど

言い出しました。今まで集団的自衛権の行使などということはほとんど問題にもされてこなかったし、政府見解もこれを否定してきました。全く寝耳に水の話です。

集団的自衛権の行使を認めることは憲法の恒久平和主義に反し、それを閣議決定で容認するということは明らかに立憲主義にも反するものです。このようなことは理論的にも到底認められることではありません。絶対にこれを阻止すべく反対の声をあげていきましょう。

## ● 神 洋明・一弁会長

日本国憲法前文には「日本国民は…政府の行為によってふたたび戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した」とあります。

前文は先の大戦の惨禍から、恒久平和主義を憲法の基本原則として定めています。集団的自衛権行使を容認することは、この恒久平和主義に反するものです。このような憲法解釈の変更を内閣だけで行うことは立憲主義にも反するものです。施行67年を迎え、解釈による憲法の変更を許さない、その意思を確認しましょう。

## ● 山田秀雄・二弁会長

わが国の憲法が制定されてから69年が経過しました。これだけの長い期間、日本が戦争に巻き込まれず平和が続いたことになります。

平和は空気のようなものです。普段はありがたみを感じないが、ないと死んでしまう。平和は一度失ってしまったら取り返しがつきません。そのことは第二次世界大戦の経験からも明らかです。

憲法9条は悲惨な第二次世界大戦に対する反省から、徹底した恒久平和主義を定めたものであり、その価値は



普遍的なものです。私達は若い人達のために平和を維持し、守っていかなければなりません。

ご通行中の皆さんには、ぜひパンフレットを受け取って頂き、これを見て頂いて現在の危険な状況を理解して下さい。

### ●山岸良太・日弁連憲法問題対策本部本部長代行

わが国憲法は、今、大きな危機を迎えています。1つは立憲主義の危機です。政府は解釈によって集団的自衛権の行使を容認しようとしています。政府による解釈改憲は、立憲主義自体を否定するもので許されません。

もう1つは恒久平和主義の危機です。憲法前文の平和的生存権や9条の戦争放棄は、二度と戦争の惨禍を生じさせないという憲法の基本原理で、国会の多数決でも変更できないものです。殴られたら殴り返せばいいのか。それでは大戦争になってしまう。憲法の平和主義は、自分の国が殴りかかられても殴り返すのではなく、外交その他の平和的な方法で紛争を解決することです。

アジアでは緊張が高まっています。集団的自衛権とは、自分が殴られてもいないのに殴りに行くことです。わが国がこれを認めれば、アジアの緊張を高めかねない大問題です。憲法9条をノーベル平和賞にという動きもある中で「平和の国日本」のブランドを捨てることになります。今こそ、9条を守っていかなければなりません。憲法記念日を機に、憲法と平和のことを考えましょう。ぜひパンフレットを受け取ってお読み下さい。

●中本源太郎・東弁憲法問題対策センター委員長代行、  
 栗原周成・同副委員長、菅芳郎・同副委員長、杉山真一・  
 二弁副会長、上柳敏郎・日弁連憲法問題対策本部事務局  
 局長からも訴えがなされたが、紙面の関係で骨子だけにとどめる。

\* 集団的自衛権というのは他国と一緒にになって相手国と戦うことだ。相手国は日本を敵国とみなすことにな

る。その結果、日本が戦争に巻き込まれる恐れがある。また、今までの集団的自衛権行使の例を見ると自衛の名で行われているが、それが正しいかどうか。「積極的平和主義」とは実態は積極的戦争主義であり、言葉のまやかしだ。武器輸出三原則の変更は日本が死の商人と化してしまうものだ。砂川事件判決は集団的自衛権には触れていない。この判決を持ち出すのもまやかしだ。

(中本)

\* 安倍総理は、集団的自衛権の行使によって日本がアメリカと法の支配を共有するなどと言っているが、法の支配の意味がわかっていない。もっと憲法の勉強をすべきだ。憲法は国のリーダーをしぼるものだ。閣議決定で集団的自衛権行使を容認することはこれに反する。

(栗原)

\* 集団的自衛権行使が限定的ならいいのかと言うとそうではない。限定が曖昧だ。自衛のためと言いながら攻撃が行われる危険もある。

自民党の改正草案は、改正とは言っているが、改正に止まる内容ではなく実質的には新しく作る内容となっている。現行憲法の前文を全部削除するなど、前文が戦争への反省から生まれたものであることを忘れている。

(菅)

\* 現在の国際社会において一定の国を敵とする考えは古い。憲法9条は世界標準となっている。わが国は9条を守っていくべきだし、9条の精神を世界に広めていく努力をすべきだ。安倍内閣が行おうとしていることはこれと全く逆であり、到底容認できない。

(杉山)

\* わが国の憲法が施行されて67年経った。元防衛官僚も集団的自衛権は不要だと言っている。わが国の憲法は紛争を武力ではなく、外交や文化の力で解決しようとするものだ。政権は危険な方向に舵を切ろうとしている。閣議決定だけで集団的自衛権の行使を容認することは許されない。きちんと国民の意思を問う手続を取るべきだ。

(上柳)